

阿賀野市告示第193号

令和4年度阿賀野市子育て応援特別給付金給付事業実施要綱を次のように定める。

令和4年11月14日

阿賀野市長 田 中 清 善

令和4年度阿賀野市子育て応援特別給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として実施する、令和4年度の子育て世帯を応援するための特別給付金給付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付金 前条の趣旨に基づき、阿賀野市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。
- (2) 給付対象者 別記第1に掲げる給付金が給付される者をいう。
- (3) 一般給付対象者 給付対象者のうち、市から給付している児童手当の受給記録等を基に、市が給付金の給付の申込みを行う者をいう。
- (4) 新生児 令和4年10月2日から令和4年12月31日までの間に生まれた児童をいう。
- (5) 新生児給付対象者 給付対象者のうち、新生児を給付児童とした児童手当受給者をいう。
- (6) 対象児童 別記第2に掲げる者をいう。

(給付金の給付等)

第3条 市は、給付対象者に対し、この告示の定めるところにより給付金を給付する。

- 2 前項の規定により給付対象者に対して給付する給付金の金額は、対象児童1人につき1万円とする。

(一般給付対象者に対する給付の申込み等)

第4条 市は、一般給付対象者に対し、給付の申込みを行う。

- 2 一般給付対象者は、前項の申込みを受けた際、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、別に定める日までに前項の届出がないときは速やかに給付を決定し、一般給付対象者に対し給付金を給付する。

(一般給付対象者に対する給付の方式)

第5条 一般給付対象者に対する市による給付は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、監護する児童が死亡したことにより、児童手当の給付を受けず、児童手当の給付に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の給付に支障が生じる恐れがある場合に限り第2号に掲げる給付方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による給付が困難な場合に限り第3号に掲げる給付方式を行うものとする。

(1) 児童手当口座振込方式 令和4年10月1日時点において市が把握する児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 一般給付対象者が前条第3項の給付決定前までに前号の指定口座の変更を届け出て、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 一般給付対象者が前条第3項の給付決定前までに第1号の口座の解約等を届け出て、市が当該窓口で現金を交付することにより給付する方式

(新生児給付対象者に対する給付の申込み等及び給付の方式)

第6条 市長は、児童手当認定請求又は額改定請求を行った新生児給付対象者に対し、給付の申込みを行うものとし、給付の方法等については、第4条及び前条の規定を準用する。

(一般給付対象者以外に係る申請受付開始日及び申請期限等)

第7条 給付対象者のうち、市が給付金の給付の申込みを行った者以外の申請が必要となる者に対して給付する給付金に係る市の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年12月28日とする。

3 給付対象者による申請及び市による給付は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による給付が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより給付する方式

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。

(代理による申請)

第8条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(申請を要する給付対象者に対する給付の決定)

第9条 市長は、第7条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、給付を決定し、当該申請を要する給付対象者に対し給付金を給付するものとする。

(給付金の給付等に関する周知)

第10条 市長は、給付金給付事業の実施に当たり、給付対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請を要する給付対象者から第7条第2項の申請期限までに申請が行われなかった場合、当該給付対象者が給付金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による給付決定を行った後、市が把握する児童手当振込時における指定口座（給付前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に給付金として給付を行う手続を行ったにもかかわらず、口座解約、変更等により令和5年3月31日までに指定口座への振込ができない場合は、本件契約は解除される。

3 市長が第9条の規定による給付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請期限までに申請書の補正が行われないことその他給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請は無効とする。

(給付金の返還)

第 12 条 市長は、給付金の給付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金を返還させることができるものとする。

(1) 給付金の給付の申込みを行った後又は給付金の申請を受け付けた後から給付を受けるまでの間に給付要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたとき。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 13 条 給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 14 条 この告示の実施のために必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和 4 年 11 月 14 日から施行し、令和 4 年 10 月 11 日から適用する。

(有効期間)

2 この告示は、令和 5 年 5 月 31 日限り、この効力を失う。

別記第 1（第 2 条関係）

給付対象者

- 1 給付金は、次の各号に掲げるものに対して給付する。
 - （1） 児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。）による児童手当（法附則第 2 条第 1 項の給付を含む。）の受給者
 - （2） 令和 4 年 10 月 1 日（以下「基準日」という。）の翌日以後令和 4 年 12 月 31 日までに出生した児童を養育する者
 - （3） 基準日において 15 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日を経過した児童であって 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（配偶者を有している者を除く。）を養育する者
 - （4） 前 3 号までのいずれにも該当しない者のうち、児童手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号）第 7 条に規定する額以上の収入があり、平成 19 年 4 月 2 日以降に出生した児童を養育する者
- 2 前項の規定にかかわらず、給付金は、基準日後に受給者等が死亡した場合（当該規定により給付金を給付される者が、当該者に対して給付金の給付が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）について、死亡した日以後に対象児童を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者に対して給付する。ただし、既に前項に規定する者に対して給付金の給付が決定されている場合には、この限りでない。

別記第 2（第 2 条関係）

対象児童

別記第 1 に規定する者に給付される給付金の対象児童（給付金の給付額の算定の基礎となる児童をいう。）は、次に掲げる者とする。ただし、法第 3 条第 3 項に規定する児童を除く。

- （1） 平成 16 年 4 月 2 日から令和 4 年 10 月 1 日までの間に生まれ、かつ、基準日において、市の住民基本台帳に記録されている児童
- （2） 令和 4 年 10 月 2 日から令和 4 年 12 月 31 日までの間に生まれ、かつ、出生により市の住民基本台帳に記録されている児童